

# お手続きにあたって必要なもの

## ① 離職票 - 1 および離職票 - 2

※離職後、勤務していた事業所から発行されます。離職日の翌日から12日目以降となっても、離職票が届かない場合は、ハローワークまでご相談下さい。

## ② 顔写真 (3×2. 5cm)

【退職時 65 歳以上の場合】 1 枚

※ 本手続及び認定日にマイナンバーカードまたは運転免許証を提示する場合には顔写真を省略することが可能です。

【退職時 65 歳未満の場合】 2 枚

※ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。

## ③ 本人名義の預金通帳

またはキャッシュカード

(一部の金融機関を除く)

## ④ マイナンバーおよび本人確認書類

【マイナンバーカードを**お持ち**の場合】

マイナンバーカード (次ページも参照下さい)

※マイナンバーカード一つで、マイナンバー確認書類、本人確認書類を兼ねます。

【マイナンバーカードを**お持ちでない**場合】

※マイナンバー確認書類と本人確認書類、**それぞれ**にご用意が**必要**です。

◆マイナンバー確認書類

マイナンバー通知カード、個人番号の記載のある住民票 (住民票記載事項証明書)

◆本人確認書類

(**写真付き**本人確認書類が**ある**場合)

運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、在留カード等、官公署が発行した身分証明書 (本人の**写真付き**であって、氏名、生年月日又は住所が記載されているもの)

※上記例示の身分証明書以外でこれらの書類にあたるかどうか判断が難しい場合は、ハローワークまでお問い合わせください。

(**写真付き**本人確認書類が**ない**場合)

公的医療保険の被保険者証、年金手帳、住民票の写し又は住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書等のうち異なる **2 種類** (コピー不可)

※上記例示したもの以外の官公署発行の書類等が本人確認に使用できるかどうかは、ハローワークまでお問い合わせください。

※※上記各種証明書類に記載された住所と現在の住所・居所が異なる場合、別途住所・居所の確認資料をお願いする場合がございます。

# マイナンバーカードとマイナンバー通知カード

「マイナンバーカード」と「マイナンバー通知カード」は、別のものです。以下画像（総務省 WEB サイトより）を参考に、ご確認下さい。

## マイナンバーカード



【おもて面】

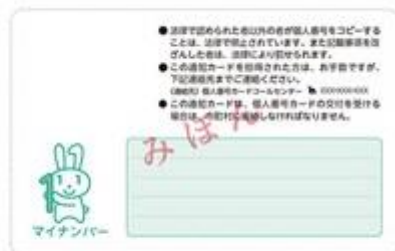


【うら面】

## マイナンバー通知カード



【おもて面】



【うら面】

通知カード単体



【おもて面】



【うら面】

通知カード  
(マイナンバーカード交付申請書  
が一体となった状態)